

(添付資料)

貸借対照表の注記

	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
1. 受取手形割引高	15 百万円	29 百万円	62 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	52,499	50,695	51,625
3. 保証債務額	6,136	12,086	10,364
4. 自己株式			
単位未満株式の買取請求によるもの	7	2	4
	(3 千株)	(2 千株)	(3 千株)
ストックオプション制度に基づくもの	631	214	234
	(316 千株)	(158 千株)	(158 千株)
5. 未払事業税および未払事業所税については、従来「未払事業税等」として表示していたが、前期末より未払事業税については「未払法人税等」に含め、未払事業所税については「未払金（その他流動負債）」に含めて表示している。			
	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
未払法人税等のうち未払事業税	284 百万円	— 百万円	929 百万円
未払金（その他流動負債）のうち未払事業所税	50	—	110
6. ソフトウェア（当中間期末残高2, 217百万円）については、従来「投資等その他」として表示していたが、当中間期より「無形固定資産」として表示している。			

損益計算書の注記

	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
1. 特別利益の主な内訳			
投資有価証券売却益	686 百万円	18 百万円	2,424 百万円
子会社株式売却益	—	546	586
貸倒引当金戻入益	553	332	238
2. 特別損失の主な内訳			
固定資産売却損及び除却損	272	120	298
投資有価証券売却損	305	30	492
投資評価引当金繰入額	200	215	501
役員退職慰労引当金繰入額	—	—	810
3. 事業税は従来「販売費及び一般管理費」に計上していたが、前期末より税引前中間（当期）純利益からの控除項目として計上し、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上している。			
	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
事業税計上額	284 百万円	— 百万円	929 百万円
4. 利益処分方式による圧縮積立金の取扱い			
中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算している。			

(添付資料)

リース取引の注記**1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引****(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額**

	11年9月中間期			10年9月中間期			11年3月期		
	取得 価額 相当額	減価 累計 額相当額	中間 期末 残高 相当額	取得 価額 相当額	減価 累計 額相当額	中間 期末 残高 相当額	取得 価額 相当額	減価 累計 額相当額	中間 期末 残高 相当額
機械及び装置	14,480	9,243	5,237	12,908	8,409	4,499	13,860	8,770	5,090
工具器具及び備品	12,175	8,339	3,836	12,535	8,038	4,497	12,458	8,259	4,199
その他	4,417	1,949	2,468	2,137	1,157	980	2,595	1,466	1,129
合計	31,072	19,531	11,541	27,580	17,604	9,976	28,913	18,495	10,418

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
1年以内	6,786 百万円	6,549 百万円	6,784 百万円
1年超	9,737	8,465	8,814
合 計	16,523	15,014	15,598

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
支払リース料	4,509 百万円	4,110 百万円	8,673 百万円
減価償却費相当額	3,781	3,526	7,347
支払利息相当額	386	643	839

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定率法による減価償却費相当額に、残存価額が零となるよう、9分の10を乗じて算定している。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

	11年9月中間期	10年9月中間期	11年3月期
1年以内	1,406 百万円	1,418 百万円	1,400 百万円
1年超	4,573	6,130	5,269
合 計	5,979	7,548	6,669

(添付資料)

中間財務諸表作成の基本となる事

1. 正規の決算において採用している会計処理の原則及び手続との相違点

(1) 退職給与引当金繰入額の計上方法

当中間会計期間末在籍の従業員についての年間繰入見積額の1/2相当額を計上している。

役員に対する退職慰労金については、前事業年度の下期において支出時の費用に計上する方法から内規に基づく所要額を引当計上する方法に変更した。この変更は前下半期に執行役員制の導入が承認決定されたことを機に変更したものであり、前中間期は従来の方によっている。

なお、前中間期は当中間期と同一の方法によった場合に比し、経常利益は40百万円、税引前中間純利益は850百万円それぞれ多く計上されている。

(2) 減価償却費の計上方法

当中間期末の固定資産に対する年間償却額を、期間を基準として当中間会計期間に按分している。

(3) 法人税、住民税及び事業税の算定方法

当中間会計期間を一事業年度とみなして課税所得を算出し、これに法定税率を乗じた額を計上している。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

3. 原価基準以外の評価基準

取引所の相場のある有価証券は洗替え低価法によっている。

4. 有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に基づく定率法によっている。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式による会計処理を行っている。

7. 税効果会計の適用

中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間から税効果会計を適用している。

この変更に伴い、税効果会計を適用しない場合に比べ、中間純利益は624百万円少なく計上され、中間末処分利益は5,533百万円多く計上されている。